

令和2年5月11日

首都圏青年ユニオン連合会

執行委員長 [REDACTED]

山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木



回 答 書

令和2年4月29日付け「令和2年4月22日付け回答書に対する回答」（以下「本件回答書」といいます。）に関し、下記のとおり、回答します。

なお、令和2年5月2日から同月10日までGW休業期間中であったため、回答が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

記

1 日時

貴組合の交渉体制が整ったことを確認した後、改めてご連絡申し上げます。

2 場所（Web会議方式）

貴組合の交渉体制が整ったことを確認した後、改めてご連絡申し上げます。

なお、緊急事態宣言が発令（延長）されている現在の状況下において、地域間移動を伴う対面での団体交渉は差し控えさせていただきます。

3 出席者

双方、当事者含め5名以内。

前回の令和2年4月22日付け「回答書」においてもご指摘申し上げたよう

に、「本来、団体交渉は交渉担当者のみによって非公開で行うべきもの」であり、「労働組合が公開団交や傍聴を強硬に要求する場合には団体交渉の進行が阻害される、あるいは正常な団体交渉を期待し得ないとして団体交渉を拒否しても差し支えない」し（東京大学労働法研究会編『注釈労働組合法上巻』425頁）、「交渉担当者たる交渉委員以外の組合員ないし支援者らが参加・傍聴をする形態での交渉は、原則として、憲法28条・労働組合法が保障する『団体交渉』の範囲外のもの」であり、「労働組合側が、公開団交や交渉委員以外の組合員・支援者らの傍聴を一方的に要求【す】…るような場合には、平穏な団体交渉の進行が阻害され、あるいは、正常な団体交渉を期待し得ないとして、使用者側が団体交渉を拒否しても不当労働行為には当たらず、場合によっては、そのような交渉自体、労働法上、正当な団体交渉権の行使に該当しないと評価されることもあると、一般的に、解されている」ところです（教育社事件・東京地八王子支判昭和61年12月19日）。

したがって、裁判例や学説上の通説は、団体交渉の本来的な性質に鑑み、交渉委員以外の組合員ないし支援者らが参加・傍聴をする形態での交渉を拒否しても不当労働行為には当たらないとするものであり、貴組合の指摘するような会社側の施設管理権の問題や多人数が参加することによる場所の調整等の要請を理由として、不当労働行為に当たらないとするものではありません。

この点、当社が貴組合に対して当社側の出席者（人数・肩書・氏名）を明示したうえで貴組合の交渉委員を明確にするよう求めたにもかかわらず、貴組合は、Webでの団体交渉を受け入れるとしながら、「多数の交渉要員が参加することになります」と述べるにとどまり、貴組合側の交渉委員（人数・肩書・氏名）のみならず、傍聴者の有無さえも明らかにしていません。

このような状況のため、大変遺憾ながら、当社としては、貴組合の交渉体制が整ったか否かを確認することができませんでした。

団体交渉の円滑な実施のため、当社は、貴組合に対し、本書面をもって、以

下の事項を明確にしていただくよう求めます。

出席予定の交渉委員の人数・肩書・氏名及び傍聴者の有無

当社のこのような対応は、裁判例や学説上の通説に照らし、不当労働行為に該当するものではないと思料します。

4 議題

■■■■■の未払賃金及び未払賞与の支払について

5 録音等

各自の責任で録音を行う。

写真撮影、録画はご遠慮ください（個人が特定できない形のものも含む。）。

6 議事録

各自の責任で作成し、連名での議事録は作成しない。

以上